

佐賀県介護保険法施行条例施行規則（規則第 27 号）

- 1 佐賀県介護保険法施行条例の施行に関し、介護サービス情報の報告に係る調査手数料の額等必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

- 1 同居承認基準を定めることとした。（第 8 条関係）
- 2 木須県営住宅（伊万里市）を廃止することとした。（別表第 1 関係）
- 3 有料駐車場の使用料の月額を改定することとした。（別表第 3 関係）
- 4 県営住宅入居申込書、請書及び県営住宅入居承認申請書について、所要の改正を行うこととした。（様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 9 号関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 及び 5 については、公布の日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）

- 1 本部長は、諸収入金に係る不納欠損処分を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 支出負担行為の委任出納員への協議を廃止し、及び会計管理者に協議する場合の支出負担行為協議基準額を引き上げることとした。（第 56 条、第 57 条及び別表第 1 関係）
- 3 証拠書類の定義を定めるとともに、会計管理者が必要と認める期間保管する証拠書類以外の証拠書類については、本庁等の各課の長及びかゝりの長が必要と認める期間保管することとした。（第 193 条の 2、第 194 条及び第 195 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。